

「人権」について 考えてみよう

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために、一人ひとりが生まれた時から持っている「自分らしく生き

らにもっている基本的な権利です。欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。」権利です。

関人権政策課 ☎・☎(582)1116 📠(582)0539

人権擁護委員は、国から「人権」について相談を受けたり、広めたりする活動の委嘱を受けています

市人権擁護委員の新しい代表が決まりました

守山市人権擁護委員 しみず さよこ 清水 佐代子代表



平成28年4月に着任して、今年度から市人権擁護委員11人の代表を務めることになりました。また、7月から3期目がスタートするにあたって、委員の今井 知春さん、中井 英雄さんとともに、近畿人権擁護委員連合会長表彰もいただいて、喜びとともに大きな重責を感じています。

わずか2文字の「人権」は私たち市民が持つ当たり前の権利といえますが、いじめやハラスメント、差別、偏見など、社会のさまざまな場面でその権利を侵害する問題が存在します。幅広く奥の深い人権を取り巻く課題は、SNSの発展や新型コロナウイルス感染症の影響などで助長されてしまったように感じます。

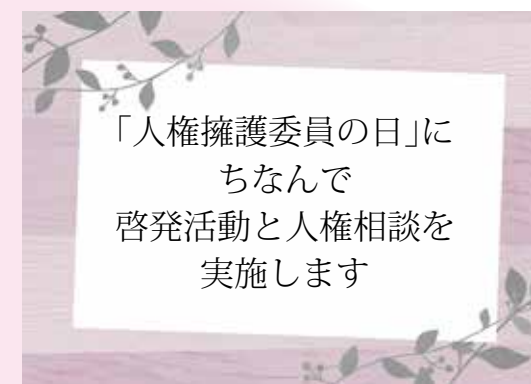
今後、人権啓発キャッチコピーの「『誰か』のことじゃない。」とあるように、人権については自分のこととして考えたいです。それには「環境(風土)」「教育」が大切だと思います。

人権擁護委員として、市民の皆さんに、子どもたちに、人権の意識を広め伝えることで、誰もが安全に、安心して、幸せに暮らせる守山市を築いていく一助になればと考えています。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人権擁護委員は、地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解がある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。全国では約1万4,000人、守山市では11人の人権擁護委員がいて、人権教室や人権の花運動など、人権の大切さについて理解を深めるための活動を行っています。また、法務局の人権相談所および市内で原則月2回開設している相談所で、市民の皆さまの悩みごとや心配ごとの相談を受けている、一番身近な相談相手です。

滋賀県人権擁護委員連合会では、この日を中心として基本的人権の尊重、自由人権思想の普及高揚を図るため、より一層の啓発活動を推進することとしています。



- 街頭啓発
時5月28日(土)午前11時~正午
所モリーブ 出入口周辺
- 特設相談所の開設
時6月2日(木)午前9時~正午
所エルセンター 2階 学習室
他申込不要

- 人権擁護委員の紹介
(敬称略・順不同)
- 【守山学区】小林 珠美、中井 英雄
- 【吉身学区】太田 吉雄、清水 佐代子
- 【小津学区】寺田 芳弘
- 【玉津学区】藤木 好美
- 【河西学区】島田 恭司、山根 祐太郎
- 【速野学区】今井 知春、今井 みつ子
- 【中洲学区】杉田 英子

人権擁護委員の主な活動



サルビアの花を育てて人権を学ぶ運動



人権教室の様子と教材となる紙芝居(一部)



街頭啓発

【人権の花運動】
県は、たくさんの花びらが寄り添いあって咲いているサルビアを「人権の花」に指定しています。
人権擁護委員などが小学校と連携し、プランターや種子、培養土なども用意して、児童が友達と協力しあって栽培することで、心を豊かにし花(命)の大切さや思いやり、相手の立場になって考えるという基本的人権の考え方を「心」で学んでもらおうという運動を行っています。

【人権教室】
人権擁護委員などが、市内の小学校、幼稚園、保育園、こども園などを訪れて人権教室を行っています。ぐらぐらもりのおばけ「すっ」ともだちでいたいから」など視覚にも分かりやすい紙芝居などの教材を使って、お友達と仲良くすることや「いじめ」について学び、人権と命の大切さを教えています。
また、「いじめ」など悩んだときは、一人で悩まず人権擁護委員や身近な大人に相談することなども伝えていきます。

【街頭啓発活動】
人権擁護委員をはじめ、人権を守る活動をしている関係者が、JR守山駅前や量販店前などで、人権擁護を呼びかける啓発活動を行っています。身近なところにある「人権」に関わる課題「や」人権の大切さ」などを考えるきっかけにしてほしいと考えて活動しています。
【人権相談】
家庭や職場、地域などでの人権や差別について相談を受けています。
毎月第1・3木曜日の午前9時から正午まで、エルセンター2学習室で人権擁護委員が待機しています。
相談無料、秘密厳守、事前予約不要です。

